

件名	愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課（人事課、職員厚生室、薬務衛生課）
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（平成18年6月7日公布、平成19年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が施行されることに伴う規定整備</p> <p>1 愛媛県建築審査会条例・愛媛県食品行商条例・愛媛県ふく取扱者条例・愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正</p> <p>「吏員」「職員」</p> <p>2 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例・愛媛県職員定数条例・知事等の退職手当に関する条例・愛媛県特別職報酬等審議会条例・知事及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正</p> <p>「出納長」 削る</p> <p>3 愛媛県副出納長条例の廃止</p> <p>地方自治法の改正により、条例により副出納長を置くことができること及び定数を定めることとされた規定が削られたため</p>	
施行日	平成19年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方自治法の一部改正の内容</p> <p>「地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置」</p> <p>(1) 出納長及び収入役制度の廃止等 出納長及び収入役を廃止し、副知事・副市町村長に一元化</p> <p>(2) 監査の充実 識見を有する者から選任する監査委員の数について、条例で増加できることとする</p> <p>(3) 財務に関する制度の見直し 行政財産である建物の一部貸付等を可能とする等</p> <p>(4) 地方六団体への情報の提供 地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、各大臣から地方六団体にその内容となるべき事項を知らせる措置を講ずる</p> <p>(5) 吏員の廃止 「吏員」と「その他の職員」の区分及び「事務吏員」と「技術吏員」の区分を廃止し、一律に「職員」とする。 「吏員」と「その他の職員」の区分については、戦前の官公吏と雇傭人の区分に由来するものであり、任用や勤務条件等において地方公務員制度上は区別されていないほか、「事務」と「技術」の区分については、地方公共団体の事務の複雑化・多様化により、明確に区分出来なくなっている状況にあり、区分そのものが形骸化しているため</p>	